

第2期 地域住宅計画

(滑川地域)

なめりかわし
滑川市

令和5年1月(第1回変更)

地域住宅計画

計画の名称	滑川地域		
都道府県名	富山県	作成主体名	滑川市
計画期間	令和 4 年度	～	8 年度

計画の目標
1. 地域の住宅政策の経緯及び現況
<p>滑川市は、富山県の中央部からやや東北寄りに位置し、農業・漁業・薬業・商業などの各産業とともに、県下有数の出荷額を誇る工業との調和がとれた人口約3万2千人、世帯数約1万2千世帯（令和2年国勢調査）の都市である。まちなか（滑川東地区・西地区）は、戦前から住宅や商店舗で形成されてきたため、狭隘な道路も見受けられるとともに老朽化した住宅や空き家等が混在しており、多くの住宅等は密接して建っている。</p> <p>令和3年度に市が実施した空き家調査では、市内には819戸の空き家があり、うち38戸が老朽化が著しく、周辺に悪影響を及ぼすおそれがある危険な状態の空き家（不良住宅）であった。</p> <p>まちなか（滑川東地区・西地区）においては、市内にある空き家の約6割の490戸が集中しており、このうち23戸が危険な状態の空き家（不良住宅）であったが、空き家が集中する一方で空き家等を利活用した小売業、飲食店等の出店が見られるようになり、不動産業者には出店の相談が寄せられ、店舗創業の機運が高まりつつある。</p>
2. 課題
<p>○市民が安心して、現在の住居に住み続けられるよう、不良住宅の除却や空き家住宅の除却・跡地活用を推進し、良好な住環境の整備や地域の活性化を図ることが求められている。特に多くの住宅が密接して建っており、狭隘な道路も見受けられるまちなか（滑川東地区・西地区）においては、不良住宅等が及ぼす影響が大きく、除却等をより促進させる必要がある。</p> <p>○店舗創業の気運が高まっているまちなか（滑川東地区・西地区）の空き家等を利活用した店舗商業の支援が求められている。</p>

3. 計画の目標

- ・多くの住宅が密接し建っており、狭隘な道路も見受けられるまちなか（滑川東地区・西地区）の空き家住宅を除却し、跡地を活用することで良好な住環境の整備や地域の活性化を図る。
- ・市民が安心して、現在の住居に住み続けられるよう、不良住宅の除却を推進し、良好な住環境の整備を図る。
- ・店舗創業の機運が高まっているまちなか（滑川東地区・西地区）においては、空き家等を利活用した店舗創業を支援する。

4. 目標を定量化する指標等

指 標	単 位	定 義	従前値	基準年度	目標値	目標年度
まちなか空き家住宅の除却・跡地活用率	%	まちなかの空き家住宅の除却・跡地活用率を0%から1%へ引き上げる。 まちなか空き家住宅除却・跡地活用数/まちなか空き家数 0戸/490戸(令和3年度市空き家調査)=0% → 4戸/490戸=1%	0%	4	1%	8
不良住宅の除却率	%	不良住宅の除却率を0%から68%へ引き上げる。 不良住宅除却数/不良住宅数 0戸/38戸(令和3年度市空き家調査)=0% → 26戸/38戸=68%	0%	4	68%	8

※計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

目標を達成するために必要な事業等

(1) 基幹事業の概要

○住宅地区改良事業等 空き家再生等推進事業

良好な住環境の整備や地域の活性化に資するため、空き家再生等推進事業により、不良住宅の除却や空き家住宅の除却・跡地活用を推進する。

(2) 提案事業の概要

○市街地空き地空き家活用支援事業

まちなか（滑川東地区・西地区）の空き家等を利活用した店舗創業を支援することにより、賑わいの創出と地域商業の振興を図り、空き家等の有効活用を図る。

(3) その他（関連事業など）

5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

目標①:まちなか空き家住宅を除却・跡地活用し、良好な住環境の整備や地域の活性化を図る。

多くの住宅が密接し建っており、狭隘な道路も見受けられるまちなか(滑川東地区・西地区)の空き家住宅を市が寄附を受け、除却し、地元町内会が跡地を活用することで良好な住環境の整備や地域の活性化を図る。

・空き家再生等推進事業(除却タイプ)

目標②:不良住宅の除却により住環境の整備改善を図る。

市民が安心して、現在の住居に住み続けられるよう、所有者等へ補助金を交付することで不良住宅の除却を推進し、良好な住環境の整備を図る。

・空き家再生等推進事業(除却タイプ)

目標③:まちなかの空き家等を利活用した店舗創業を支援する。

店舗創業の機運が高まっているまちなか(滑川東地区・西地区)において、空き家等を利活用した店舗創業を支援するため、創業者へ補助金を交付することで賑わいの創出と地域商業の振興を図り、空き家等の有効活用を図る。

・提案事業

6. 目標を達成するために必要な事業等に要する経費等

(金額の単位は百万円)

基幹事業

事業	細項目	事業主体	規模等	交付期間内 事業費
	住宅地区改良事業等			
空き家再生等推進事業(除却タイプ/空き家住宅)		滑川市	4戸	8
空き家再生等推進事業(除却タイプ/不良住宅)		民間	25戸	17
合計				27

提案事業

事業	事業主体	規模等	交付期間内 事業費	
提案事業(市街地空き地空き家活用支援事業)	民間	5戸	5	
合計				5

(参考)関連事業

事業(例)	事業主体	規模等

※交付期間内事業費
は概算事業費

※事業を行わない基幹事業については適宜表から削除してください。

7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となります。

8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となります。（ただし、一定の要件を満たすことが必要です。）

9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。